

料金、サービス内容、保険・補償制度などについて

(1)ニッポンレンタカーの車両には、下記の金額を限度として保険等による補償が付いています。

保 険 ・ 補 償	対人補償	1名につき無制限(自賠責 3,000万円を含む)	人 身 傷 害 補 償	1名につき 3,000万円まで * 搭乗者の自動車事故によるケガ(死亡・後遺障害を含む)につき、運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償いたします。 (限度額 3,000万円:治療費を含む損害額は保険約款に定める基準に従い算出します。)
	対物補償	1事故につき1億円		
	車両補償	1事故につき車両時価額まで		

(2) 免責補償制度について

■ 車両・対物事故免責額補償制度(CDW) ※保険ではありません。

万一の事故の際に、お客さまのご負担となる対物免責額と車両免責額を補償する制度です。

じゃらんパックをご利用のお客様については CDW は含まれています。

(3) 保険・補償制度や車両・対物事故免責額補償制度 (CDW) の適用除外について

お客さまは貸渡約款を遵守して、レンタカーをご利用ください。次のような運転または状態で発生した事故による損害はお客さまのご負担となります。この場合、基本料金に含まれる前述の保険・補償制度、および車両・対物事故免責額補償制度 (CDW) の適用をお断りいたします。当社がお客さまの負担すべき損害金を支払ったときは、お客さまは直ちにその金額を当社にお支払ください。

■ 事故現場より警察および当社への連絡など所定の手続きが取られていない場合

損傷の大小、相手の有無、加害・被害にかかわらずその場から警察および当社にご連絡ください。

■ 貸渡約款に違反している場合

道路交通法などの法令違反、飲酒、薬物使用、無断延長、借受人および貸渡し時にお申し出いただいた運転者以外の運転、又貸し、無免許運転、無謀運転、公序良俗に違反してレンタカーを使用すること、当社の承諾なく示談すること、など。

■ 保険約款または補償制度の免責事由に該当する場合、または支払いを除外されている場合など

故意によって生じた損害、飲酒、薬物使用、車両全損時のレッカー代などの付帯費用、パンクやタイヤの損傷、ホイールキャップの紛失など。また、お客さま(借受人または運転者)の所有、使用、管理する財物に与えた損害。

■ 使用・管理上の落ち度があった場合

キーをつけたまま駐車し盗難にあった場合、迷惑駐車などに起因した損害、室内装備の汚損・臭気、装備品の損失、チェーン・キャリアの取扱いおよび装着不備による損害、海岸や河川敷などの道路以外の走行による損害、など。

(4) ノン・オペレーション・チャージ (NOC) について

万一当社の責任によらない事故・盗難・故障・汚損等が発生し、車両の修理・清掃等が必要となった場合、その期間中の営業補償の一部として下記金額をその損傷等の程度や修理等の所要時間にかかわらず申し受けます。

※ すべての補償制度にご加入の場合でもご負担いただきます。

※ 消費税（地方消費税含む）はかかりません。

予定の営業所に車両が返還された場合(自走可能)	20,000円
その他(上記以外の場合)	50,000円

-
- ・ 上記以外の貸渡し等に関する一切については、別途ニッポンレンタカーが定める「貸渡約款」に基づきます。
 - ・ 本案内の記載事項（料金・手数料・補償金額なども含む）は、予告なしに変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

2015年8月改定